

給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第15号

給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則
(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 給料等の支給に関する規則(昭和32年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第18条第1号中「100分の195」を「100分の200」に改める。
(香芝市の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第2条 香芝市の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(平成10年規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表第5中 「

短大卒	1級5号給
-----	-------

」 を 「

短大卒

」

1級15号給

 に改める。

「 <table border="1"><tr><td>26</td></tr><tr><td>26</td></tr><tr><td>27</td></tr><tr><td>27</td></tr><tr><td>28</td></tr><tr><td>28</td></tr><tr><td>29</td></tr><tr><td>29</td></tr><tr><td>30</td></tr><tr><td>30</td></tr><tr><td>31</td></tr><tr><td>31</td></tr></table> 」	26	26	27	27	28	28	29	29	30	30	31	31	「 <table border="1"><tr><td>25</td></tr><tr><td>26</td></tr><tr><td>26</td></tr><tr><td>26</td></tr><tr><td>27</td></tr><tr><td>27</td></tr><tr><td>27</td></tr><tr><td>28</td></tr><tr><td>28</td></tr><tr><td>28</td></tr><tr><td>29</td></tr><tr><td>29</td></tr></table> 」	25	26	26	26	27	27	27	28	28	28	29	29
26																									
26																									
27																									
27																									
28																									
28																									
29																									
29																									
30																									
30																									
31																									
31																									
25																									
26																									
26																									
26																									
27																									
27																									
27																									
28																									
28																									
28																									
29																									
29																									

別表第7中	3 2	を	3 0	に改める。
	3 2		3 0	
	3 3		3 1	
	3 3		3 1	
	3 4		3 2	
	3 4		3 2	
	3 5		3 3	
	3 5		3 3	
	3 6		3 4	
	3 6		3 4	
	3 7		3 5	
	3 7		3 5	
	3 8		3 6	
	3 8		3 6	
	3 9		3 7	
	3 9		3 7	
	4 0		3 8	
	4 0		3 8	
	4 1		3 9	
	4 1		3 9	
4 2	4 0			
4 2	4 0			
4 3	4 1			

(香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第13条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の給料表は、当該会計年度任用職員が採用された日の属する年度の初日において施行されている給与条例に規定する給料表をいう。

別表第2中	940円	970円	を に改める。
	990円	1,020円	
	900円	910円	
	1,400円	1,410円	
	1,320円	1,340円	
	1,060円	1,090円	
	900円	910円	
	1,030円	1,060円	
	940円	970円	
	980円	1,000円	
	1,500円	1,510円	
	1,500円	1,510円	
	1,480円	1,570円	
	2,470円	2,470円	
	1,480円	1,570円	
	1,500円	1,510円	
	1,030円	1,060円	
	960円	990円	
	1,120円	1,140円	
	1,800円	1,800円	
980円	1,000円		
900円	910円		

この規則は、令和5年4月1日から施行する。